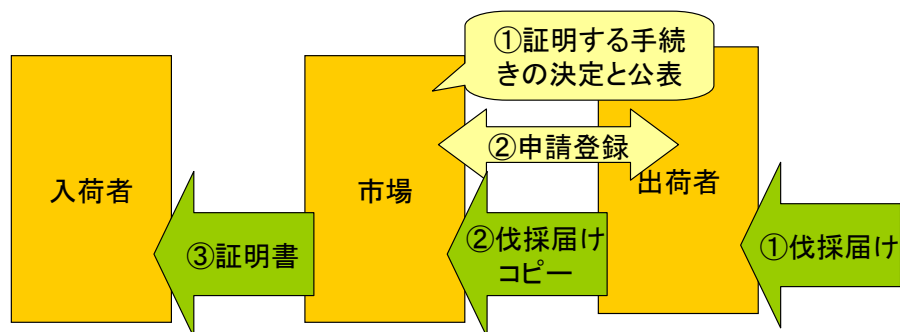


## 国産材原木の合法木材証明と認定手続きのチェックポイント

## 1 国産材原木の代行証明など

## 原木市場による代行証明

- 原木市場で、出荷者が業界団体認定を受けられない場合、当市場が、合法性、持続可能性を証明する手続き定めて、集荷された物件を独自に証明する方法。



## 2 継続認定手続き

- (1) 3年に一回の更新であり、あらためて、認定実施要領の認定要件のすべてをチェック
- (2) 特に、当初の認定では、今後の課題であった書類管理は、供給実績をふまえて重要
- (3) 国や自治体の調達方針など情報を伝えて、認定継続・拡大の呼びかけ

〇〇原木市場出荷者の合法性・持続可能性の証明に係る取扱要領  
(案)

〇〇原木市場  
平成20年〇月〇日作成  
平成20年〇月〇日公表

#### 第一 目的

本要領は、〇〇原木市場（以下「当市場」という）が平成18年月日に作成した分別管理及び書類管理方針書にもとづき合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給するにあたり、出荷者が伐採業を営んでいないなど業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、当市場が集荷された物件を、林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）3（3）「個別企業等の独自の取組による証明方法」に準じて、合法性、持続可能性（以下「合法性等」という）を証明する手続き（以下「代行証明手続き」という）を定めるものである。

#### 第二 本要領に基づく証明の対象

- 本市場の出荷者で以下の事情により業界団体認定を取得出来ないもの
- ①伐出を業としない臨時の出材をするもの
  - ②零細な個人経営の業者で業界団体に加入が困難なもの
  - ③その他、業界団体認定を取得出来ない合理的な理由があるもの

#### 第三 合法木材取扱業者の登録

第二に該当し、代行証明手続きを希望するものは、別記に定める様式により合法木材取扱業者申請を行うこととする。

当市場は、登録申請を受け付けた場合、別途定める基準に基づき審査の上登録を行うこととする。

#### 第四 合法木材証明依頼

第三による登録業者で、本要領に基づいて合法木材証明を受けたいものは、（別途定める手数料とともに）物件の引き渡し時に物件の合法性を示す以下の文書を、当市場へ提出しなければならない。

- ①伐採届け適合通知書のコピー
- ②保安林伐採許可書のコピー

③その他森林法上の手続きを満たすことを示す文書のコピー

#### 第五 証明書の発行

第四の提出文書が適切と認められた場合、当該物件の合法性を証明する証明書を買い受け者に発行するものとする。

#### 第六 経緯の公表及び文書の保管

- 1 当市場は本要領により証明した物件を販売する場合、物件名、申請者、伐採箇所などの情報を公表することとする。
- 2 前項の情報及び審査の経緯は5年間保存することとする

#### 第九 立ち入り検査

当市場は、必要に応じて、申請者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、申請者は、当市場から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当市場に協力しなければならない。

附則 この実施要領は、平成20年〇月〇日から施行する。